

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	日本金銭機械株式会社	コード	6418
提出日	2024/6/5	異動(予定)日	2024/6/25
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため		
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)			

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)													異動内容	本人の同意	
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし			
1	吉川 興治	社外取締役	○														○		有
2	猿渡 辰彦	社外取締役	○														○		有
3	佐藤 陽子	社外取締役	○										△					新任	有
4	米倉 裕樹	社外取締役	○										△					新任	有
5																			

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1		吉川 興治氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、米国カジノにおけるゲーミングライセンス対応をはじめ、コンプライアンス重視の経営を行う当社グループに対して、法曹としての豊富な経験と専門知識に基づく客観的かつ適切なアドバイスをを行うことを期待しており、取締役の業務執行に対する監督機能の強化と経営の透明性のさらなる向上を目指す当社の社外取締役として適任であると判断しております。なお、同氏は、当社との関係において、独立性判断基準を満たしており、一般株主との利益相反が生ずるような利害関係を一切有しておらず、独立性に与える影響がないと判断し、独立役員に指定しております。
2		猿渡 辰彦氏は、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社グループの持続的な企業価値向上の実現に向けた経営活動における助言・提言を行うことを期待しており、取締役の業務執行に対する監督機能の強化と経営の透明性のさらなる向上を目指す当社の社外取締役として適任であると判断しております。なお、同氏は、当社との関係において、独立性判断基準を満たしており、一般株主との利益相反が生ずるような利害関係を一切有しておらず、独立性に与える影響がないと判断し、独立役員に指定しております。
3	佐藤 陽子氏は、2019年まで当社グループの法定監査を行う監査法人(EY新日本有限責任監査法人)に所属しておりましたが、1993年に株式市場に上場して以降、当社グループの監査を担当したことはなく、経済面でも当社グループに依存する関係にはないため、一般株主との利益相反が生ずるような特別な利害関係にはなく、独立性に与える影響がないと判断しております。	佐藤 陽子氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、長年にわたる公認会計士としての豊富な監査経験と財務及び会計に関する専門的な見識を有しており、現在も社外監査役として客観的・専門的な視点から取締役の業務執行に対する監査や適切な助言・提言等を行っております。これらの知識・経験を活かすことで、今後は業務執行に対する監査・監督機能の強化が期待されることから、当社の監査等委員である取締役として適任であると判断しております。なお、同氏は、当社との関係において、独立性判断基準を満たしており、一般株主との利益相反が生ずるような利害関係を一切有しておらず、独立性に与える影響がないと判断し、独立役員に指定しております。
4	米倉 裕樹氏が所属する弁護士法人北浜法律事務所と当社は顧問契約を締結しておりますが、同法人に支払う顧問料及び報酬は、「多額の金銭その他の財産」に該当するものではなく、当社の「社外取締役の独立性判断基準」に定める基準額には満たず、経済面で当社グループに依存する関係にはないため、一般株主との利益相反が生ずるような特別な利害関係にはなく、独立性に与える影響がないと判断しております。	米倉 裕樹氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての海外経験を含む豊富な知識を有しております。今後一層の海外展開を目指す当社にとって、これらの知識・経験に基づく会社経営の健全性の確保、強固なコンプライアンス体制の構築のための有益な指導・助言や、業務執行に対する監査・監督機能の強化が期待されることから、当社の監査等委員である取締役として適任であると判断しております。なお、同氏は、当社との関係において、独立性判断基準を満たしており、一般株主との利益相反が生ずるような利害関係を一切有しておらず、独立性に与える影響がないと判断し、独立役員に指定しております。
5		

4. 補足説明

当社は東京証券取引所の定める独立性基準に加え、下記の基準を満たす社外役員を独立役員に指定しております。

【社外取締役の独立性判断基準】

当社における社外取締役の独立性に関する基準を以下のとおり定め、当社において合理的に可能な範囲で調査した結果、社外取締役が以下の項目のいずれにも該当しないと判断される場合には、当該社外取締役は当社にとって十分な独立性を有するものとみなす。

1. 当社及び当社連結子会社（以下、総称して「当社グループ」という。）の業務執行者（業務執行取締役、執行役員及び使用人（監査役を除く。）をいう。以下同じ。）又は過去10年間において当社グループの業務執行者であった者
 2. 当社グループを主要な販売先とする者（当社グループに対して製品又はサービスを提供している取引先グループ（直接の取引先、その親会社及び子会社並びに当該親会社の子会社から成る企業集団をいう。以下同じ。）であって、直近事業年度における取引額が当該グループの年間連結売上高の2%を超える者）又はその業務執行者
 3. 当社グループの主要な販売先（当社グループが製品又はサービスを提供している販売先グループであって、直近事業年度における取引額が、当社グループの年間連結売上高の2%を超える者）又はその業務執行者
 4. 当社グループから役員報酬以外に、多額の金銭その他の財産上の利益（直近事業年度における、役員報酬以外で、個人の場合は年間500万円、団体の場合は1200万円を超える金銭その他の財産上の利益をいう。）を受けている法律専門家、会計専門家、コンサルタント又は顧問（当該財産上の利益を得ている者が、法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者）
 5. 当社グループの法定監査を行う監査法人に所属する者
 6. 当社から一定額（過去3事業年度の平均で年間100万円）を超える寄付又は助成を受けている者（当該寄付又は助成を受けている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体の業務執行者）
 7. 当社グループが借入れを行っている主要な金融機関（直近事業年度末における借入額が当社の連結総資産の2%を超える金融機関）又はその親会社若しくは子会社の業務執行者
 8. 当社グループの主要株主（直近事業年度末における議決権保有比率が総議決権の10%以上を直接又は間接的に保有する者）又は当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者
 9. 社外役員の相互就任関係（当社グループの業務執行者が他の会社の社外役員であり、かつ、当該他の会社の業務執行者が当社の社外役員である関係）となる他の会社の業務執行者
 10. 過去5年間において、上記2から9に該当していた者
 11. 上記1から10に該当する者（重要な地位にある者（取締役（社外取締役を除く。）、執行役員及び部長職以上の上級管理職にある使用人並びに法律事務所に所属する者のうち弁護士、監査法人又は会計事務所に所属する者のうち公認会計士、財団法人・社団法人・学校法人その他の法人に所属する者のうち評議員、理事及び監事等の役員その他同等の重要性を有すると客観的・合理的に判断される者）に限る。）の配偶者及び二親等内の親族
 12. 前各号のほか、当社と利益相反関係が生じ得るなど、独立性を有する社外役員としての職務を果たすことができない特段の事由を有している者
- なお、上記2から11までのいずれかに該当する者であっても、当該人物が会社法上の社外取締役の要件を充足しており、当社が独立性を有する社外取締役として相応しいと判断する場合は、判断する理由を示した上で、例外的に独立性を有する社外取締役候補者とする場合がある。

以上

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a~lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。